

(仮称)旧市立図書館跡地地域交流センター基本設計(素案)修正案に対する意見公募結果について

意見募集期間:2026 年7月 10 日(金)から8月10日(月)まで

件数:23 人、84 件

※1件のご意見に複数の意見がある場合は、それぞれ1件の意見として掲載しています。

※いただいたご意見は、できる限り原文のまま掲載していますが、一部、趣旨を損なわないよう要約している場合があります。

※本基本設計(素案)修正案に直接、関係しないご意見は、掲載していない場合や市の考え方を示していない場合があります。

①計画全般に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
1	①	・市立図書館の利用者が少なかった理由は、場所が悪いからではないか。交流センター等を作っても利用者は少ないままの可能性が大きい。予定地に行くには駅から文化博物館のエレベーターがあるものの、近くて遠いと感じる。	・立地に関するご意見について、旧市立図書館が稼働していた当時には、生涯学習センター分室も併設され、年間約 55,000 人の利用がありました。このことから、駅からの距離だけで利用が決まるのではなく、施設の機能や魅力、利用しやすい環境を整えることが重要であると考えています。また、明石公園には、駐車場もありますので、公共交通機関だけでなく、車での来所も含め、多くの方に利用していただきたいと考えています。 ・さらに、公園内という立地を生かし、豊かな自然や歴史的な環境を楽しみながら足を運んでいただける、そんな場所として整備していきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
2	①	・施設やスペースはアスピア明石や勤労福祉会館等の従来の市の施設を見直すことで対応できると考える。	・既存施設の活用に関するご意見について、新施設は旧市立図書館に併設していた生涯学習センター分室や明石駅前にあつたらばすの市民ホールとしての機能を統合することで、ホールや活動室を備えた施設を整備するものです。また、ご意見のとおり、当施設の立地条件や設備等を生かして、新たに防災備蓄倉庫や一次避難所の機能を付加することで、市民の文化芸術活動の支援や地域交流の推進に加えて、明石公園利用者の活動支援に資するほか、災害時における地域防災力の強化を目的とした施設を計画しています。
3	⑩	・明石駅周辺にはパピオスの5階、ウィズあかしのフリースペース、パピオス4階の図書館に学習室があり、利用率も高く、施設は他の町より恵まれていると考えている。 ・一方、旧図書館の場所は高台にあり、駅からは距離もあり、学習室や会議室の利用でわざわざ行く利用者が多いとは思えない。 ・明石公園の中のこの「場所」の立地条件をもっと考慮するのが肝要だと思う。高台にあることを考えれば、やはり防災に眼を向けて防災資材の備蓄庫、防災学習の施設などに活用し、建物周辺はフリーの芝生公園が望ましい。 ・昨年8月のタウンミーティングで早々に計画の案が説明されたが、最近でもまだ市民団体の反対の強い声が聞かれる。市民の声を聞く姿勢はいいことだが、計画がスムーズに進まないのは PDCA の P の検討不足で見切り発車したからではないか。まだ間に合うなら勇気を持って、既存施設とのバランスと、低ランニングコストで、最善の計画を再検討してほしい。助成金を利用できる機会だからハコものを作ると言う発想はなし。知恵を絞った市政を期待する。	
4	①	・交流センター等の施設が不足しているというが、市民の要望は多いのか。 ・跡地に何か作ることが目的となっていないか。	・新施設に関する市民ニーズについて、これまで利活用計画や基本設計素案の策定に当たり、計8回にわたって、ワークショップやパブリックコメントなどの市民参画手続きを実施しています。その際、多くの市民が参加するなか、新施設のコンセプトや求める機能などについて多くのご意見をいただき、利活用計画や基本設計に取り入れています。
5	③	・市民は、眼の前に案を示されたら「欲しい」と言うだけである。市長のタウンミーティングの結果、多くの要望が出てきており、今回の計画案が出来ているのであれば、その実情が公開されること。	・さらに、明石音楽協会から提出された「音楽活動を行うことができる文化施設の充実を求める請願」が令和6年12月市議会でも決されたことをはじめ、市内の文化活動団体などから新施設の整備を求める要望書が提出されています。 ・これまでの市民参画手続きに関する結果については、市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

6	④	・当該施設について、明石市ゆかりの人物のコーナーや体力づくりのコーナー、絵画展示のコーナー、学習のコーナーなど、多岐に利用したい。	・新施設は、「いつでもみんなをやさしく包む居場所」というコンセプトを掲げて、市民の文化芸術活動の支援や地域交流の推進に加えて、明石公園利用者の活動支援に資するほか、災害時における地域防災力の強化が図れるよう施設整備を進めます。
7	⑭	・いつでもみんなをやさしく包む居場所というテーマになっているので、本当にそうならいいなと思う。	
8	①	・図書館のある場所は日中でも人通りが少なく、物騒な感じがする。ウォーキングルートとして、公園の奥は怖いので避けています。	・新施設の周辺における人通りや安全性に関するご意見について、現在は、旧市立図書館の建物が閉鎖されていることから、人通りは市立図書館や生涯学習センター分室が開館されていた時に比べると少ない状況です。 ・新施設は、市民の文化芸術活動の支援や地域交流の推進、明石公園利用者の活動支援に資するなど、様々な機能を有する施設として整備を予定しており、新施設がオープンすることで、新たな人の流れや賑わいが創出されるよう取組を進めます。 ・また、夜間には街灯が少なく、道が暗くて不安であるという声もお聞きしていることから、明石公園を管理する兵庫県にそうした声があることをお伝えしています。兵庫県からは明石公園を利用する方が安心して通行できるよう市とともに検討したいと回答をいただいていますので、兵庫県と連携してしっかり取り組みます。
9	①	・新たな施設について、人件費を含めた維持管理費をどれくらい見込んでいるのか。	・新施設の維持管理費については、概算ですが、年間約3000万円と試算しています。 ・維持管理に関する金額は、使用する設備等が概ね確定した段階で正確な積算が可能となりますので、現時点では、概算となることをご理解ください。
10	⑪	・維持管理費は西明石のサンライフ明石を参考に按分したとの説明があったが、今回の素案ではかなり詳細に計画されているので、按分ではなく積算での維持管理費の見通しを教えてもらいたい。色々と仕様が変わった(バスケットボールコート追加など)にも関わらず、維持管理費が同じというのは納得できない。	・維持管理費については、毎年、負担していかなければならないコストとなることから、可能な限り、コスト削減に向けた検討を進めるとともに、歳入確保に向けた取組もあわせて検討します。
11	①	・解体費用はかかるが取り壊して更地で県に返還する。1年だけの費用で済む。	・旧施設を全部解体し、更地にして県に土地を返還するべきのご意見について、新施設の整備については、単に更地にして県に土地を返還するのではなく、国の補助金等を活用しながら、財政負担を抑制しつつ、市民の文化芸術活動や地域交流の推進などが図れるよう、旧施設を解体し、新施設を整備する方針で取り組んでいます。
12	②	・本件については、反対である。理由は、30年後に同じ問題が起こる。 ・土地は、兵庫県の土地で、解体費用に20億円が必要となる。 ・何も決まっていないのに、全てが、(旧施設の解体及び新施設の整備)ありきの考えでお金だけが先行する。	・これまでの取組経過としては、丁寧にワークショップなどの市民参画手続きを行いつつ、適宜、市議会への説明を行いながら、旧市立図書館跡地の利活用計画の策定や新施設の設計予算の承認など、新施設の整備に向けた取組を進めてきたところです。
13	③	・駅前に新図書館が出来たので、借地は県へ返却する。2018年に完了しておくべき事項だった。 ・もし、継続して他に利用すれば、その設備から毎年確実に利益が出て、市の発展に寄与するのであれば、具体的にその案を提示すること。 ・現在の案は、維持費だけでも毎年3,000万円と記載しているが、誰がこの赤字分を補填するのか。その前に3,000万円の額を誰が間違いのない額と保証しているのか。 ・3月議会で提案された内容が、否決された後、水位問題や県図書館との接続問題等が出て来たと記載があった。このような問題がその時点で解るとは、杜撰、信用なしの資料である。 ・そこで少し修正して6月議会で再提案。防災が反映されたので、反対していた市議団が賛成して、今回承認されたと報告されている。 ・重要な防災案件を含め、市の検討の程度や深さはこの程度で決まる。 ・検討もせず、杜撰な現状案は無効である。上記の点だけを見ても、まじめに取り組んでいるとは思えない。国からの資金も市民の税金。なぜ、そのように拙速に処理をするのか。	・こうしたなか、当該敷地内に地下水が地下4mの位置にあることが判明し、旧施設の解体を行う際に止水性のある土留め工事が必要となり、工事の長期化や工事費の増加が見込まれたことから、令和8年3月議会では、一旦、立ち止まって、市民の声を聞いて考えるべきというご意見をいただき、整備に関する予算が修正されました。 ・市は、新施設の機能について、解体方法の見直しを行うとともに、旧施設の地下室を活用して、防災備蓄倉庫を設けることに加えて、災害時の一次避難所として活用することを明確化した上で、これまで直接、ご意見をお聴きしていなかった周辺地域にお住まいのまちづくり協議会の方々に新施設の整備に関する意見聴取を行ったところです。 ・当日の出席者からは、文化活動や地域活動の拠点施設として、ぜひ、利用したいという声を多くいただいたほか、明石駅の周辺地域は、南海トラフ地震による津波により避難所の確保が課題となっていることから、1日も早い施設の整備を希望するといった声をいただいたところです。 ・加えて、令和8年3月議会以降、市内で活動する文化団体から、新施設の整備を求める要望書が市へ複数提出されています。 ・こうした状況を受けて、令和8年6月議会に、新施設に関する基本設計の修正点をお示しし、市議会からも慎重審議の結果、同施設を整備することにつき、関連する予算議案の承認を得たところです。

			・新施設には、整備や維持管理など多額の費用が必要となりますが、新施設は明石のまちの発展にとって、必要な施設であると考えますので、本事業にご理解いただきますようお願いいたします。
14	③	・現在の建物を修理して(含む耐震)県立図書館と一体化した文化財として生かす事が可能と聞く。この件は兵庫県が核となり、まとめて、兵庫県の所有物である明石公園として一体で文化財を守る事となる。	・建物の耐震補強・全面改修すべきとのご意見について、建物の耐震補強・全面改修に要する総事業費ですが、概算で約26億円と想定しています。これに緊急防災・減災事業債を適用したとして、交付税措置が70%であることから、市の実質負担額は約7億8千万円となる見込みです。一方、ランニングコストは、年間約6000万円と試算しています。
15	⑦	・一部を活用するのではなく全部をそのまま活用したほうがコストは安くつくのではないか。 ・隣接する県立図書館は耐震補強したうえで、そのまま活用している。同じようなデザインで一体感がある建物をそのまま活かした方が良いのではないか。 ・新しい建物は規模的にも中途半端でニーズを満たしていないと考える。	・こうした中、本市では、持続可能な健全財政を目指して、令和8年3月に明石市公共施設配置適正化計画を改定し、人口減少と少子高齢化が進展することを踏まえた公共施設の在り方としての基本方針を定めるとともに、数値目標として、施設総量(延床面積)の縮減と管理運営費等(コスト)の削減が示されています。 ・このたび整備を進めようとしている新施設は、同計画の方針に則って計画されており、生涯学習センター分室と市民ホールの機能を統合する一方で、施設総量(延床面積)の縮減を図り、財政面に考慮した事業計画としています。
16	⑧	・建物設計者が耐震化可能と説明し、同じ設計施工の県立図書館が耐震化できている。建て直しや減築せずに耐震と内装工事のみで、原建物を生かすことを希望する。その方が安価な上に、利用可能フロア面積が減らないはず。 ・当面、県庁建て替えの代替フロアとしても生かせるし、その後は県立図書館と連携した「電子県庁」機能という部分活用も齋藤知事に相談してみてもどうか。代わりに自転車競技場を明石市にもらい受けませんか。部活動地域展開の受け皿として有効と考える。	・次に、旧市立図書館の建築的・文化的価値に係る認識については、旧市立図書館は、1974年に建築された施設であり、長年にわたり市民の学習活動や文化活動の拠点として利用され、多くの市民に親しまれてきた建物であると認識しています。 ・一般的に、文化財としての評価は、近代建築の登録文化財制度において、建築後 50 年以上を経過し、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」のいずれかに該当することが求められています。 ・旧市立図書館は、建築後 50 年以上が経過していますが、建築物としては煉瓦造ではなく鉄筋コンクリート造の外壁に煉瓦タイルをはめ込んだ建物であり、建築技術や意匠の面において、上記の登録文化財の基準に該当する特徴は見出しにくいものと考えます。
17	⑪	・旧市立図書館の建物が文化財として登録できる可能性があるという。市は反対意見を述べられているが、古いものを大切に使うというコンセプトは無いのか。 ・また Zero Waste を提唱されているが、解体するとゴミが出る。解体しなければゴミは少なく済む。解体→新設は明石市のコンセプトに反しているのではないのか。	・また、明石城跡という歴史的空間に立地するものの、明石城との時代的連続性もなく、史跡としての公園に不可欠な城跡の歴史的変遷を示す建造物でもない状況です。 ・旧市立図書館については、長年、市民に親しまれてきた施設としての歴史や思い出は十分に尊重すべきものと考えますが、文化財の登録基準等を踏まえ、文化財的観点からは、建物の価値は限定的であり、市としては国や県の登録文化財に相当する建築物ではないものと考えます。
18	⑫	・市立図書館は、県立図書館と一体で、建築界の有数の月刊誌『近代建築』にもモダン建築を代表として掲載されている。兵庫県で建築を学ぶ若い世代からも今なお高く評価されている建物であり、それも県立図書館と一体で、初めて評価されるものであることを知っているか。 ・設計者によると、建造物として 100 年間は使用可能とのこと。耐震設備については、内側から壁を 10センチほど厚くするだけで現行の耐震基準を満たせるとのことで、同時に断熱効果もあり、冷暖房の大きな経費節減にもつながる。これらは、市民レベルの勉強会ですべて発表され明らかにされている。 ・長年明石に住んでいるが、市立図書館は、子ども達を連れて足繁く通った大切な懐かしい場所。一連の旧市立図書館の計画を知った知人はすべて、現行の建物保存に賛成。建て替え反対。 ・市民に積極的に知らせることなく、説明会もなしで、形ばかりのタウンミーティングを開催し、数多く出た解体への反対意見は報告書から削除して封印。やることのレベルが低く酷すぎる。 ・大切な税金の使い道として、旧市立図書館の解体と再建は無駄遣いそのもの。 ・ここに書いたことに答える説明会を開き、改めてタウンミーティングを開催してほしい。 ・残すべきモダン建築の価値がわかる人が、明石市政を担う人の中にいないというレベルの低さにも驚くばかり。とても残念です。建て替えには、断固反対。	・加えて、兵庫県に、県立図書館が文化財として登録される可能性があるのか、確認したところ、「県立図書館は、平成30年に県立図書館の耐震補強並びに外壁及び内装の全面改修等の工事を実施しており、改修工事に当たっては、明石公園内に立地する施設であることを踏まえ、外観等について一定の配慮を行っているが、外壁には、建築当時とは異なる新たな建材を使用しているほか、内部についても大幅な改修が行われており、昭和49年の建築当時とは大きく異なっている。このような状況を踏まえると、建物の建築年代は、大規模改修が行われた平成30年が妥当であり、現時点において、県立図書館建物について、国等への有形文化財に関する登録申請を行うことは困難である。」と回答をいただいています。 ・よって、県立・市立の建物を一体で文化財として登録することは、現時点において、できないと判断するものです。ご理解いただきますようお願いいたします。

19	⑮	・わが家の子どもは小学校にあがる前から旧市立図書館を利用していた。ここだけでは足りず稲美町立図書館と併用していた。中高校生が長蛇の列をつくり開館を待っていた。わたしたちの息子もその列に、休みのときは毎日毎回のようだった。当時のパース(景観)は鮮明にある。イメージ(仮想)ではない。わたし自身は県立図書館に月に1回以上は行く。旧市立図書館は閉鎖され、さびしい。 ・しかしながら、改修、新築が計画されている本案のイメージはわたしのパースを壊すものである。消し去るものである。なぜならば、県立図書館から東に流れる風が旧市立図書館に、そして学生たちが自習するスペースに吹いていたから。二つの図書館をつなぐ敷地に敷き詰められた煉瓦を踏んで見渡せる景観は、心落ち着かせるものがある。 ・大屋根広場(計画)が煉瓦造り(のように見えるが、新築ホール棟)の壁面に立ちはだかるように景観を壊している。「交流棟」は言わずもがな。なぜ既存の建物を活用しないのか。 ・既存は耐震不足と聞かされているが、県立は耐震を数年前に施し、現在に至る。旧市立図書館は耐震補強で継続使用できないものかそうなれば、景観は保たれる。多目的ホールなるものを新築しないで、現建物の保存を検討すべき。 ・耐震対策や建物の維持管理にどれほどの費用がかかるのか、その提案は本計画にありませんから、わからない。市議会筋ほか伝え聞くところでは、市が想定している維持管理等の費用が本計画より高くつくとか。 ・市全体、たとえば小中学校の統廃合、維持管理、もちろん他の公共施設を含めて、それら全体のなかで見通しや計画はどうなっているのでしょうか。 ・子ども政策に自信ありげな明石市ですが、「無料化」ばかりでなく、心のケアについて、それこそ向こう50年を視野におき、「文化都市」に着手する絶好のチャンスである。	・上記と同じ。
20	⑯	・公園に安物な建物は似合わない。対面保持のための政策は無用に願いたい。 ・今、市民団体が文化財として保全活動を進めているとも聞く。貴重な財産を破壊すれば取り返しつかない事になる。落ち着いて再考されたい。	
21	⑰	・今の建物の景観をこのまま残して欲しい。 ・「森のコモンズ」「みんなをやさしく包む居場所」のキャチフレーズに合う今のレンガ色の建物が最も、キャチフレーズに合っているように思う。 ・旧図書館跡の西に位置する樹林帯は、ここ数年のカシノナガキクイムシ被害等の結果、自然を学ぶ・触れるための場として、褐色森林土壌の発達した照葉樹林の潜在植生として植物遷移が進み樹林化が進んでいる。 ・したがって、120年以上の樹齢のモチノキ・クスノキ・タブノキ等が生えている大切な照葉樹林とちぐはぐな景観にならないようにと願うので、前面の広場や周辺をどうするのか。フェニックスやマツ・サクラ等を植栽・移植しないで欲しい。 ・高齢者が好む静かな景観も残して欲しいと思う。 ・建物の高さが変わると、風向きが変わらないのか。工事により地下水脈等が変わってくることがないか。何百年もかかって出来てきた褐色森林土壌も影響を受けないのか気になる。	

22	②①	・むしろ、あれだけの規模の施設を耐震化し、改修する費用は誰が負担するのか。また、施設規模を考えるとランニングコストも相当な金額になると考える。イニシャルコストやランニングコストの負担も顧みず、建物の保全を訴えている。その負担は、将来のこどもたちが負担することになり、無責任な発言であると言わざるを得ない。 ・また、県立図書館は、図書館としての機能を継続することが前提で、同規模の建物が必要であることから、建物を取り壊して、新築するより耐震化した方が割安で済むという理由で、耐震化を選択したのであって、文化的価値が高いから耐震化したのではないと考える。 ・そうした中で、市の案は、現行の建物も生かした施設を整備されようとしており、コスト面での工夫もされている。ぜひ、施設ができれば利用したい。	・上記と同じ。
----	----	---	---------

②設計方針（地域防災力の強化等）に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
23	①①	・基本設計修正案を見ると旧市立図書館と比較してかなり小さくなる。建物の規模が大きい方が災害時により多くの人を収容し、物を保管することができる。明石市全体の災害時計画の中でこの施設の位置付けはどのように考えらえるか。	・防災備蓄倉庫を整備する理由について、当該敷地内に地下水が地下4m の位置にあることが判明し、旧施設の解体を行う際に止水性のある土留め工事が必要となり、工事の長期化や工事費の増加が見込まれたことから、旧施設の地下室を残置する計画へと変更しました。残置する地下室は、図書館書庫として利用されていたことから、モノを保管する空間として適していること。全市的に備蓄物資の保管庫が不足していること。当該施設は立地上、浸水リスクがなく、駐車場が隣接していることから、物資の搬入搬出に適しているといった理由で防災備蓄倉庫を整備します。
24	①④	・旧市立図書館は 5,000 m ³ 。避難所としては広いに越したことはないのに耐震補修を選ばず、わざわざ1,800 m ³ に「減築」するのはなぜか。防災意識の欠如ではないのか。	・次に、災害時の一次避難所として活用する理由ですが、南海トラフ地震が発生した場合、標高3m 以下の避難所（中崎小学校）は、津波による被害の恐れがないと判断されるまでは開設することができないことに加えて、市東部エリアは、南海トラフ地震や直下型地震（六甲・淡路島断層地震）の震度、液状化の危険度等を踏まえると、他の地域に比べて被害が大きくなる可能性が高く、収容予定人数を超える避難者の発生が想定されることから、明石駅周辺における避難所の確保が課題となっていました。そこで、当施設を災害時の一次避難所として活用し、新施設が整備されれば、地域防災計画に指定避難所として位置付ける予定としています。
25	②⑩	・私は、阪神淡路大震災の時、神戸で親戚の人の遺体の見守りをしたが、火葬場がなくて、遺体の安置する場所に困っていたのを知っています。安置場所は広い方が良いので費用のかからない今ある広い建物を改修の方が良い。	・こうした災害時に利用する施設については、ご意見のとおり、規模を大きくすることで、多くの人やモノを収容、保管することができますが、一方で、施設規模が大きくなれば、同時に整備に要する費用だけでなく、維持管理費用も大きくなり、市の財政に与える影響を鑑みると単に施設が大きければ良いというものではありません。
26	②	・市は、取って付けたように防災対策・避難場所・備蓄倉庫（地下倉庫が潰れたら何も無し）というが、何も考えていないことが、鮮明に表れている。	・現在、本市では、持続可能な健全財政を目指して、令和8年3月に明石市公共施設配置適正化計画を改定し、人口減少と少子高齢化が進展することを踏まえた公共施設の在り方としての基本方針を定めるとともに、数値目標として、施設総量（延床面積）の縮減と管理運営費等（コスト）の削減が示されています。
27	⑤	・明石市は、地域交流センターを生活避難所として活用することを想定しているが、学校施設等によって代替可能な生活避難所は、学校施設等内に確保すべき。わざわざ、地域交流センターを生活避難所として利用する必要はない。	・このたび整備を進めようとしている新施設も、同計画の方針に則り、財政面も考慮した施設規模を計画していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
28	②②	・このたび、明石公園内の新施設に防災備蓄倉庫や避難所を設けていただけたということについて、周りのみんなも安全安心につながる計画にしてくれたということで、非常に感謝している。 ・熊本でも地震があったが、いつ、南海トラフ地震が発生するかわからない。南海トラフ地震が発生した場合、中崎小学校に避難することができないので、人丸小学校に避難する予定としているが、ただ、人丸小学校も満杯になることが予想されるので、こうした避難所が増えることについて、市の英断に感謝する。	

29	⑪	・地下を残し備蓄倉庫として活用するという計画に変更されたが、備蓄倉庫のキャパシティ(何をどれだけ備蓄するのか？何人に何日分？)、費用(飲食物の場合賞味期限ごとの入れ替え含む)はどのように計画されているのか。 ・この図書館跡が災害時にどのように活用されるのか。 ・一時避難所として使用する場合何人ぐらいが滞在できるのか。 ・どのエリアの市民を想定されているのか。	・防災備蓄倉庫の規模について、旧市立図書館の閉架書庫として利用していた積層ラックと呼ばれる中二階式のラックを再利用することで、約300㎡の広さを確保することができます。これは、現在、市内にある備蓄倉庫としては最大規模となります。 ・また、保管できる備蓄量は、食糧であるアルファ米とパンがそれぞれ1万食、飲料水として500ml のペットボトルが4800本、簡易トイレが500基、毛布や防水シートがそれぞれ3000枚程度、保管できる空間となります。 ・次に、一次避難所の利用者の想定について、明石・人丸・中崎小学校区といった明石駅の周辺地域にお住まいの方々が避難先として利用されるものと想定しています。また、当施設での収容想定人数ですが、およそ130名と想定しています。
30	⑤	・導入機能としての避難所(災害時)の位置付けが不明確である。 ・南海トラフ地震によって津波が到来する危険が想定される場合に利用するのが「高所避難所」又は高台等の「高所避難場所」で、強力な台風が到来する危険が想定される場合に利用するのが「一時避難所」である。そして、家屋の損壊によって居住する場所が無くなった場合に利用するのが「生活避難所」となる。 ・地域交流センターは、「高所避難所」、「一時避難所」及び「生活避難所」のいずれの役割を主として担う避難所なのかが不明である。	・新施設で計画している避難所の位置付けについては、災害が発生した場合に、命を守るために避難する指定緊急避難(場)所としての機能と、一定期間滞在し、生活するための指定避難所としての機能の、二つの機能を持ち合わせた避難所を想定しています。 ・新施設が整備された後には、地域防災計画に位置付けることを想定しています。
31	⑤	・災害・被災の発生時においては、地域交流センターを災害活動従事者の活動拠点にすべき。避難所機能については、学校施設、自治会施設及び他の公共施設で代替することができる。しかし、明石市内には、災害活動従事者が宿泊しながら災害活動に従事する拠点施設がない。南海トラフ地震が発生した場合には、公共交通機関網及び道路網が機能しなくなる。そのような事態に備えることがより重要と考える。 ・備蓄倉庫については、今後増加することが確実な、学校の空き教室を転用することが可能と考える。 ・熊本地震及び能登半島地震等の教訓として、災害活動従事者の代表者が集まって、情報を交換し、経験を伝え合い、対策やスケジュールを共有するための広いスペースの会議室などがなかったことが挙げられる。また、他の自治体から派遣されてきた職員の寝食の場所が確保されていなかった。 ・明石市の災害活動従事者センターは、兵庫県と協働して設置・運営する。南海トラフ地震が発生した場合には、県立図書館施設の一部が、兵庫県の災害活動従事者センター(神戸市西部地区・明石市担当)として活用されることも十分に想定される。その際には、明石市は、明石市の災害活動従事者センターを兵庫県と協働して設置・運営することが適切と考える。 ・また、自転車競技場(明石公園の全域)は、自衛隊の宿营地として、あるいは、救援物資の集積地として使用されることが想定される。 ・能登半島地震の報告書によると、宿泊施設の環境の悪さの改善が必要であることが記載されている。例えば、他の自治体の職員は、体育館のフロアに設置したテントで宿泊したがトイレは10分程歩いていく場所がであった例や、1 か月間、車中泊をしていた例が記載されている。 ・地域交流センターは、派遣されてきた自治体職員の宿泊施設として利用すべきと考える。修正案では、地域交流センターを市民等の宿泊施設とすることを予定している。その判断の根拠を示すべき。また、市行政は、地域交流センターに代えて、どのような公共施設を市職員及び派遣職員の宿泊施設に予定しているのか、具体的な公共施設名を明らかにしてほしい。 ・したがって、南海トラフ地震が発生した場合には、県立明石公園は、災害活動従事者の宿泊及び救援物資の保管・集積の基地として活用すべき。そして、県立明石公園内に立地する地域交流センターの災害時における機能は、当該基地の機能と連結すべき。	・災害活動従事者の拠点について、地域防災計画上、大規模な災害が発生した場合、国や県、他市町、各機関、業界団体等からの応援・派遣の受入れ状況を踏まえ、適切な設営場所を選定することとなっています。 ・当施設は災害時の一次避難所としての機能を有する計画とすることから、まずは、市民の安全を確保する避難所機能を優先します。 ・一方、当施設は、災害対策本部の機能を有する本庁や本部機能を代替するアスピア明石とも近い位置にあることに加えて、駐車場が隣接されていることから、ご提案のとおり、他市町等から派遣された災害従事者の活動拠点として活用できる可能性があると考えます。今後、災害対策本部と応援・派遣の災害従事者との連携を含めた活用について検討します。 ・次に、ご提案いただきました学校の空き教室を活用した備蓄物資の保管について、備蓄物資の保管先として、学校の空き教室を活用することは非常に重要な視点であると認識しています。すでに空き教室がある学校施設では、備蓄物資の保管に活用しています。しかし、本市の状況として、子育て世帯を中心に未だ人口増加が続いていることから、クラス数の減少は少なく、むしろ、特別支援学級や放課後児童クラブに係る教室の確保のために、新たにプレハブ校舎を新設するなど、教室の確保が難しい状況にあります。こうした状況の中で、新施設における備蓄物資の保管庫は地域防災力の向上に向けて重要な機能であると考えます。

32	②	・変更後の設計案では、『地下水が見つかった事から書庫として使われていた地下施設は、そのまま残して災害備蓄倉庫として活用』とあるが、地下水はどこから湧いているのか。地下は湿気を取り除くのに3年間掛かる。	・旧市立図書館跡地における地下水について、ボーリング調査を行った結果、建物の周りに地下水が地下4mの位置にあることが判明しました。建物全ての解体工事を行う際には、地下部分を撤去するに当たり、掘削箇所が崩れないよう止水性のある土留め工事が必要となります。また、県立図書館と市立図書館の地下室が一部接続していることから解体により県立図書館の建物に支障が生じないように擁壁の整備が必要となります。こうした追加工事を行うことで、解体工事の長期化や工事費用の増加が見込まれたことから、このたび、地下室はそのまま残置することで、工期や解体費用の縮減を図ります。 ・また、地下室の環境については、地下水による漏水はなく、温度や湿度といった点においても、物資の保管に適した環境が保たれています。
33	⑪	・地下水位が高いことが判明し、その対策とあるが地下水位が高いことによる工事への影響や対策をどうすることにしたのか。結果、費用にどう影響するのかの説明がないが教えてほしい。また、県立図書館との接続部分をどうするのかについても説明がないので、費用にどう影響するのかについても教えてほしい。	

③外構や屋外空間に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
34	⑤	・現在の外構部分はすべて保存し、県立図書館と旧市立図書館が共有してきた美しい空間及び景観並びに記憶に残る時間を保存すべき。 ・市行政は、文化的建造物に対するリスペクトをまったく持ち合わせていない。このリスペクトがないことが、昭和モダニズム建造物である旧市立図書館建物を保存・活用しない原因になっている。 ・イメージパースでは、交流棟(既存改修)及び多目的ホール棟(新築)の外観は、旧市立図書館建物の外観を引き継いでいる。そうであれば、外構部分(擁壁、階段、広場及びスロープ)についても、保存・活用すべき。	・外構部分(擁壁や階段、広場、スロープ)の保存・活用について、現在、階段や広場には、煉瓦調のタイルが敷き詰められており、地表面は、凸凹があって、高齢者の方などが歩行しづらい状況となっています。 ・スロープは、県立図書館に1か所設置されていますが、勾配が急で、幅も狭く、車椅子を利用する方にとっては、より安心して利用できるスロープの設置が必要な状況です。 ・新施設の外構部分については、こうした状況を踏まえ、安全に歩行できるようブロック系の舗装材料等で整備する予定としています。また、スロープについては、福祉のまちづくり条例に基づく、緩やかで安全性の高いスロープを整備する予定です。 ・次に、外観や外構の材料については、意匠性だけでなく、機能性や維持管理性を考慮した材料を検討しますが、既存施設に使われている煉瓦等の材料を交流棟や多目的ホール棟の外観の一部に活用することについても合わせて検討します。 ・また、隣接する県立図書館との調和だけでなく、自然豊かな敷地の特性を活かし、建物(配置、形状、材料等)と外構、植栽を総合的に計画することで、周辺の自然環境と調和した施設となるよう検討しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
35	⑪	・県立図書館と旧市立図書館は同じコンセプトでデザインされている。今回、新設されるとなると、県立図書館とのデザイン的なバランスはどのようなになるのか。素材感や色などの調和が気になる。	
36	⑬	・自然との協調をコンセプトにされているのに、図面やパースを見ても具体性がないように感じる。高低差の処理も人工的ではないか。植栽をして、それを眺めることができれば自然と一体というのは違うと思う。 ・背の高い多目的ホールを見て、自然と溶け合っているのか。自然と溶け合うというのは具体的に何をもってそう書いているのか。	

37	⑤	・スロープについては、旧市立図書館用のスロープを付け替えずに既存のスロープを現有のまま使用すべき。 ・地域交流センター敷地のGL±0に至るスロープは、既に兵庫県立図書館用と旧市立図書館用の2つのスロープが設けられている。また、敷地の東南端に非常に高低差が少ない新たなスロープを加える。さらに、県立図書館の駐車場から、高低差なしに敷地の北東端に進入することができる。 ・工事費を投入して旧市立図書館のスロープを付け替えることによって、現有のGL±0敷地部分を減少させる目的が理解できない。 ・イメージパースでは、多額の工事費を投入して、外構部分を大きく変更している。変更する目的が不明。イメージパースのように外構部分を変更すれば、県立図書館の敷地及び建物と共に共有してきた美しい空間及び景観を損なう。外構部分で、地域交流センターの独自性・斬新さを発揮する必要性はない。 ・大屋根広場の西に設置するGL-1400の広場は、大屋根広場と同様に、GL±0に嵩上げすべき。 ・このGL-1400の広場は、大屋根広場やギャラリーから見れば、死角となる-1.4mの窪地となる。グループで来た子供達が、GL-1400の広場とGL±0の大屋根広場やギャラリーに分散して遊ぶことも想定される。 ・子供達の安全を見守るためには、-1.4mの広場の設置は不適切と考える。 ・明石市立文化博物館前を経由するアクセス通路が、跡地の東南端に到達した箇所に、歩行者及び車椅子利用者が、容易に交流棟及び多目的ホールに入館できるためのスロープを敷設すべき。 ・車椅子利用者がこのスロープ利用することで、通路を下って、その後スロープを上る大回りをする必要はなくなる。この個所の通路のGLと敷地のGL±0の差は1m未満で、ほとんど高低差はない。	・現在の外構を保存して平地として活用する(大屋根広場の西に設置する広場をGL±0とする)とのご提案について、大屋根広場の西に設置する広場を現行のGLで整備した場合、大屋根広場と一体で広いスペースを確保することは可能ですが、一方で、新施設が立地する土地のGLと園路のGLでは高低差が2.8mとなることから、園路からの眺望としては、建物の全景が見えにくく、新施設に訪れた方にとっては、むしろ圧迫感され感じる可能性があります。また、こうした高低差があっても、車椅子を利用される方や高齢者の方が安心して新施設にアクセスできるよう敷地の南西側に緩やかな傾斜によるスロープを整備する予定としています。 ・このスロープについては、現在、敷地の北西側に設置されている県立図書館のスロープよりも緩やかな勾配のスロープ(バリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準で推奨されている1/15(6.7%)以下のスロープ)を計画しています。また、園路との高低差が大きく、スロープの距離が長くなることから、園路と新施設敷地との中間の高さに広場空間として活用できる大きな踊り場を整備する計画です。踊り場には、明石公園を利用する方や新施設に訪れた方が、自然の中でゆったりと滞在できる空間となるよう、ベンチなどを配置する予定です。 ・次に、ご提案の敷地南東側にスロープを設置した場合においても、2m以上の高低差を解消する必要があることに加え、敷地南側の緑地を除却する必要があり、多目的ホール棟からの眺めとしては、森が見えるホールというコンセプトがあることから、当該場所へのスロープは難しいものと考えます。ご理解いただきますようお願いいたします。
38	⑥	・新築から既存改修へ計画を変更することに伴い、当初のコンセプトである「森のナカミチ」の発想がなくなっており、修正案のGL-1400の広場(目的は平坦区間?)が必要以上に広く感じるため、スロープ動線も遠回りとなっている等、利用しづらさが増している印象を受ける。当初の動線・コンセプトに近づくよう工夫が必要ではないか。	
39	⑤	・ドリブルやシュートにより騒音が発生するバスケットボールコートを、学習・コワーキングスペース及び楽器演奏会場(多目的ホール)に隣接する位置に設置してはいけない。また、コートの周囲には、人身事故を起こさないためのフェンスの設置が必要となる。ボールが自転車競技場の中に入らないように、東側のフェンスは、特に高くする必要がある。 ・そして、フェンスを設置すれば重い楽器等を搬入する車両が、多目的ホールの傍まで進入できなくなる。 ・史跡である明石城址の中に、また、県立明石図書館に隣接した場所に、バスケットボールコート用の高いフェンスを設置してはいけない。このフェンスは、周辺の歴史的な景観及び豊かな樹木地並びに県立図書館と共有する建造物空間の美しさを大きく損なう障害物でしかない。	・バスケットコートの騒音や振動について、屋外のバスケットボールコートでは、ボールが弾む音や振動が課題となることがありますが、コートに使用する床材を、静粛性に優れたゴムチップ等とすることで、学習スペースやコワーキングスペース、多目的ホールの利用に支障がでないよう計画する予定です。 ・また、バスケットボールコートの周辺には、ボールがコート外に出て行かないようフェンスを設置しますが、バスケットボールコートは、敷地の東側に整備する予定としていることから、園路から見ると、建物によって、直接、視認しにくい状況で、景観面に配慮した配置としています。 ・また、ホール棟への楽器等の搬入については、バスケットボールコートの北側に、荷下ろし用の駐車スペースを設け、交流棟とバスケットボールコートの間に楽器等の搬入ができるよう約3mの通路を確保する予定で、基本設計に反映いたします。なお、駐車スペースからホールへの搬入に要する距離は、約30mで、同じく楽器の演奏ができる子午線ホールなどと比べても搬入に要する距離は短くなっています。
40	⑱	・多目的ホールへの搬入動線を東側に配置とあるが、どこになるのか。	
41	⑪	・活動室・コワーキングスペース・学習スペースは防音設備があるのか。バスケットボールコートでバスケットが行われると、ボールや声が気になり集中できないと思う。	

42	⑬	・本修正案には、市民の要望に応えるための変更が数多く盛り込まれている。「中高生からのニーズが高い」ことを理由とする屋外バスケットコートの新設(修正点④)、ダンス利用を想定した鏡と防音機能の追加(⑤)、多目的ホールでの軽運動の許容(③)、ギャラリーへの自然学習空間の付加(⑤)。個々の要望への回答としては、いずれも理解できるもの。 ・ただ、それらが同じ敷地・同じ建物のなかで互いに干渉しないかどうかについて、修正案からは検討の跡を読み取ることができない。最も分かりやすい例が、高さ 2,000mm 程度のガラス張りおよびガラス開口部と、防球ネットの記載が一切ない屋外バスケットコートの併存。 ・本施設について、どのような要望が設計条件として設計者に示されたのか。そのうち両立しないものについて、どのような優先順位で、誰が、どのように調整したのか。屋外でのボール利用と大面積のガラスのように、明らかに競合する条件については、その判断の経緯を含めてご説明いただきたい。 ・開放性と機能性を一体で見直すこと — ガラスの設置範囲・仕様と、屋外空間の強度・設備を再検討すべきである。 ・文化的な活動を支える施設としての性格を維持しつつ、中高生をはじめとする利用者の活動を制約しないために、以下の再検討を求める。 ・開放性を見直し: ガラスの設置範囲と仕様(位置、面積、方位、強化ガラス・合わせガラス等の仕様、必要に応じた保護部材)を、屋外空間で想定される活動と突き合わせて再設定すること。 ・機能性を見直し: 屋外空間について、ボール遊びに耐える強度(防球ネット・フェンスの高さと範囲、コート面の仕様、建具・ガラス面の保護)を確保すること。あわせて、遊具・運動器具の設置を検討すること。 ・配置の見直し: バスケットボールコートについては、大屋根広場側への統合を検討すること。困難な場合は、防球設備・ゴールの高さ・利用時間・管理主体・破損時の負担を基本設計に明記すること。 ・いずれも成立しない場合は、コートの整備を見送り、その面積と予算を屋内諸室および暑さ対策に振り向けること。	・市民の要望に応えるための計画変更については、昨年 12 月に実施した基本設計素案のパブリックコメントをはじめ、令和8年3月議会での様々な意見などを受けて、多目的ホールの主たる利用形態を文化活動等とすることや中高生のニーズの高い屋外バスケットボールコートの整備、ダンス利用を想定した設備の追加など、様々な活動、交流を生み出す施設となるよう、基本設計素案の見直しを進めてきたところです。 ・ご意見の屋外バスケットボールコートについては、ボールがコート外に出て行かないよう、コートを囲むようにフェンスを設置する予定としていますが、資料上、十分に表現できていませんでしたので、分かりやすく表記しました。 ・また、屋外のバスケットボールコートでは、ボールが弾む音や振動が課題となることがありますが、コートに使用する床材を、静粛性に優れたゴムチップ等とすることで、学習スペースやコワーキングスペース、多目的ホールの利用に支障がでないよう計画する予定です。 ・さらに、バスケットボールコートの利用時間について、夜間の利用を制限するなど運営方法についても、今後、検討します。
43	⑭	・神戸には、たくさんコートがあるのに、明石には、コートが無くてみんな困っていた。 ・バスケットボールコートを作ってくれて感謝します。	
44	⑮	・大蔵海岸の実証実験の評価を経ずに恒久設置へ進むのは、市の現行方針と順序が逆である。 ・大蔵海岸多目的広場で実施中の移動式バスケットゴールの実証実験について、利用実績・近隣からの苦情の有無・アンケート結果を公表し、その評価を踏まえた上で本施設への恒久設置の可否を判断することを求める。	・大蔵海岸の多目的広場で実施しているバスケットゴールの実証実験については、大蔵海岸エリアにおける市民ニーズを把握するために実施しているものです。 ・現在、市では、中高生からのニーズが高いバスケットゴールの整備に向けて、設置可能な場所から順次、整備を進めているところです。 ・本施設は、明石公園内に位置し、住宅地とも一定距離が離れていることから、当該地にとりわけ中高生が集うバスケットボールコートの整備を計画したところです。
45	⑯	・屋外空間における暑さ対策・熱中症対策の記載が皆無である。 ・屋外空間について、日陰の確保(既存樹木の保全および植栽計画を含む)、散水・ミスト等の設備、水飲み場の設置を基本設計に明記することを求める。とりわけ大屋根広場を、暑さ対策の中核となる空間として仕様上明確に位置づけることを求める。	・暑さ対策、熱中症対策について、屋外空間には大屋根広場を設置する予定で、同施設に訪れた方が日陰でゆっくりと過ごすことのできる空間を確保します。 ・また、外構部分には、木陰ができる樹木の植栽を行う予定とし、ベンチも設置いたします。 ・さらに、館内には、飲料水等の自動販売機を設置する予定としており、誰でも自由に水が飲めるウォータークーラーの設置についても検討します。 ・なお、夏場における屋外施設の利用は、ご意見のとおり、熱中症となるリスクが生じるため、利用者への注意喚起だけでなく、例えば、熱中症警戒アラートが発表されているときには、屋外施設の利用を禁止するなど、運用面のルールについても、他の施設を参考に今後、検討します。

④配置・平面計画（交流棟）に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
46	⑤	・60㎡(定員18名)、30㎡(定員8人)、22.5㎡(定員6人)、22.5㎡(定員6人)の各活動室の面積を拡げるべき。可動間仕切りによって各室の広さを拡げることができるが、限界がある。また、可動間仕切りでは、隣室の声や音を遮るのにも限界がある。 ・さらに、60㎡(定員18人)の部屋を防音機能及び鏡張りにしたところで、同時に、何人がダンスをすることが可能なのか。	・活動室について、当初の基本設計素案では、合計 90 ㎡(22.5 ㎡×4 室)でしたが、市民利用を促進する観点から合計 135 ㎡(60 ㎡×1室、30 ㎡×1室、22.5 ㎡×2室)として、総面積の増加を図っています。 ・可動間仕切については、今後、実施設計で詳細の仕様を検討する予定ですが、遮音性能を有した可動間仕切とすることで、一体利用時だけでなく、分割利用時にも様々な活動で利用できる部屋となるよう計画いたします。 ・なお、60 ㎡の広さは、一般的な小学校の教室と同等程度の広さを有する空間となりますので、同時に 10 名～15 名程度の人がダンスすることが可能と考えます。
47	⑪	・活動室の仕様ですが、畳やカーペットなど床利用は可能か？(伝統文化系や子育て世代はフロアがあった方が良い場合もある)	・活動室の床材について、活動室は様々な文化活動や芸術活動、地域活動にご利用いただくことを想定しており、その床材については、こうした様々な活動がしやすい、また、施設面でも管理しやすい床材を今後、実施設計の中で検討します。
48	⑫	・旧施設を利活用するに当たって、図面上にDS(ダクトスペース)が記載されているが、これを利用することによって、新たな空間を生み出すことができないか。 ・もし、このDSをうまく活用できるのであれば、限られたスペースを有効活用できるのではないか。	・DS(ダクトスペース)と記載されたスペースについては、旧施設の換気や空調等の各種配管スペースとして設置されていた空間であり、新施設においてもそのまま利用する予定でしたが、ご意見としていただきましたとおり、新施設の各種配管計画を改めて検討し、ダクトスペースの範囲を縮小することで、新たに生まれたスペースを最大限に活用できるようレイアウトを検討します。 ・なお、ダクトスペースの活用に関する検討は、使用する設備等の影響を受けるため、実施設計を進める中で行います。検討結果については方向性が決まり次第、お示しします。
49	⑤	・コワーキングスペース兼学習スペースの床面積(70㎡)を正しい数値に訂正すべき。活動室1の床面積は60㎡と記載されており、ギャラリー兼フリースペースの床面積は180㎡と記載されている。これらの数値と比較すれば、明らかに70㎡の数値は間違っている。	
50	⑥	・既存改修のため、やむを得ないものの、学習スペースの形が当初の「長方形」から「いびつな形」になっているため、実質の有効面積が少なくなっているのではないかと考える。修正案に実際のレイアウトを記載する等、もう少しイメージができるような工夫が必要ではないか。	
51	⑤	・女性用トイレの便器数は9にすべき。国土交通省は、公共施設等のトイレの便器数の男性・女性の比率を1対1.5にするガイドラインを示している。修正案の便器数は、男性用トイレ6器、女性用トイレ6器となっている。	・トイレの便器数について、国土交通省は、令和8年6月に「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を策定し、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの便器数に係る基準の点検・見直しに関する基本的な考え方等を含め、トイレの行列問題の改善に向けた対応方針を取りまとめています。 ・ガイドラインでは、男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数(大便器と小便器の合計)以上となる基準とすることとされています。 ・基本設計素案修正案では、女性用トイレ6基(個室6室)、男性用トイレ6基(個室2室、小4基)と同数の配置を計画しているため、ガイドラインに沿った内容であると認識しています。
52	⑤	・交流棟内にキッチン設ける。キッチンには、冷凍食品も提供する自動販売機及び電子レンジを設置する。 ・地域交流センターの近隣には、飲食店舗や自動販売機がない。地域交流センター施設の快適性や利便性を確保するためには、来館者が利用できるキッチンが必要と考える。 ・多目的ホール棟の西隣りに、喫茶・軽食の店舗のスペースを設ける。 ・災害発生時には、このスペースと大屋根広場のスペースを活用して災害活動従事者の大量の食事を調理する。	・飲食ができるスペースや設備の設置について、当施設の周りには、県立図書館をはじめ、飲食物を提供できる場所がないため、飲食物の提供を求める市民の声があることは認識しています。 ・ご提案の喫茶、軽食の店舗やキッチンの設置については、スペースの関係上、難しいものと考えますが、飲料水やパンなどの軽食を販売する自動販売機の設置は可能であると考えますので、基本設計素案修正案には、その旨、記載しています。

53	⑤	・多目的ホール棟の東隣りに、器具庫の北側と南側にシャワー室(大・小)を設置する。 ・南海トラフ地震後の復旧活動は長期間に及ぶものと想定されます。その場合、災害活動従事者の生活にはシャワー室が不可欠である。修正案には、現実味とか、緊張感が、まったく欠けている。	・シャワー室については、スペースの確保や維持管理に要する経費の観点から設置する予定はありません。 ・ご提案いただいている災害時に派遣される応援職員の宿泊施設の確保について、市は2026年3月に一般社団法人日本ムービングハウス協会と災害時の連携協定を締結しています。ムービングハウスは工場で組み立てられた幅2.4m、長さ12mの木造住宅で、貨物としてトレーラーで運ぶことができ、シャワーも完備されていることから、このムービングハウスを県内外から派遣される応援職員の宿泊場所として活用する予定としており、官民連携で取り組みます。
54	⑤	・多人数で利用するルーム及び音楽演奏会場として活用する多目的ホールを有する公共施設には、カームルームを設置すべき。	・カームルーム(カームダウン・クールダウンスペース)とは、発達障害や感覚過敏、パニック障害などで光や音の刺激に困った人が、外部の刺激を遮断して心を落ち着かせるための専用の休息スペースのことをいいます。 ・新施設には、カームルームとして専用のスペースは設ける予定はありませんが、必要に応じて、活動室や事務室をご利用いただくことは可能であると考えます。
55	⑩	・バリアフリー化については、設置型ヒアリングループの敷設が念頭にある。 ・明石市には設置型ヒアリングループが敷設された会議室・研修室等がない。市民が使えるヒアリングループ(以下「ループ」ともいう)は、総合福祉センター・男女共同参加センター(ウィズあかし)の可搬型ループのみと認識している。 ・明石市内で、ループ設置で50人～100人強の規模の集会・行事をしようと思っても場所がない。 ・総合福祉センター(可搬型ループあり)の大会議室定員は70人であるが、教室型・長机3人掛けでの人数。実態は50人でも手狭である。 ・100人規模の貸会議室はウィズあかしにあるが、付属設備も含めるとボランティア団体には使用料負担が大きい。また、土日休日は競争率が高く、予約も困難。可搬型ループは納入されているが、部屋の音響機器と接続が必要で調整が難しい。 ・ウィズあかしフリースペースは登録団体無料であるが、開放型施設のため行事内容が限定される。また、ポータブルマイクとループ接続の音響調整が高難度。 ・共生社会をめざす明石市にも設置型ヒアリングループがある施設があってほしい。	・ヒアリングループ(集団補聴システム)とは、集音した音を送信機から専用受信機へ送ることで、音をクリアに聞くことができるシステムをいい、磁気コイル付補聴器や人工内耳を装用の方は、専用受信機がなくても送信機からの音を受信することができます。 ・市内の施設では、設置型のヒアリングループはありませんが、携帯型のヒアリングループを配備している施設は、複数ある状況です。ご提案である当施設にヒアリングループを設置するかどうか、このたびいただいた意見を参考に検討します。
56	⑬	・小学生の児童館機能と、中高生が学校を介さず利用できる居場所を、それぞれ別に設計すべきである。 ・本修正により生じた設計上の余力を、小学生が放課後に自由に利用できる児童館に相当する機能、中高生が予約や引率を必要とせず立ち寄れる居場所の二つに配分することを求める。対象年齢も必要な設備も運営時間も異なるため、一つの多目的室で兼ねるのではなく、別々の機能として位置づけることを求める。	・新施設に児童館の機能と中高生が学校を介さず利用できる居場所としての機能を求めるご意見ですが、明石駅前のあかしこども広場には、乳幼児から小学生までが親子で体を動かして遊べる空間である親子交流スペースハレハレや、中高生がいつでも気軽に立ち寄り交流を深めたり、音楽スタジオやダンススタジオで活動を楽しむことができる中高生世代交流施設AKASHIユーススペースなどを設置しています。 ・また、魚住エリアには、あかしフリースペースここのぼと同じ施設内に、AKASHIユーススペース同様、放課後や休日に音楽や学習、イベントなどの多様な活動ができるこども若者交流施設あかしユースポートを開設し、小中高生が誰でも自由に利用し交流できる場所として、こども・若者の多様な活動支援を行っています。 ・そのほか、小学生の放課後などの居場所としては、遊びや生活の場を提供している放課後児童クラブを市内の全小学校の敷地内に開設しており、放課後に加えて夏休み等の長期休暇中も受け入れるなど、利用者ニーズに沿った内容で運営をしています。 ・加えて、地域のコミセンや公民館を利用してこどもたちと交流する放課後子ども教室の実施や、ふれあいの里や厚生館でのイベント、季節行事の実施など、多世代の人たちが交流できる地域のこどもの居場所があります。 ・新施設においては、児童館としての単独機能はありませんが、小中高生が自由に利用できるよう工夫を図るなど、運用面で検討します。

⑤配置・平面計画（ホール棟）に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
57	⑤	・多目的ホール棟は、明石公園内の健康づくりの屋内施設として、サッカー遊び、ドッジボール、バドミントン及び3×3バスケットゲーム並びにブラインドサッカー等の車椅子スポーツに利用可能なタフな仕様にすべき。 ・そして、屋内施設である多目的ホール棟の機能は、総合運動公園である明石公園内の屋外施設の機能にコミットすべき。 ・修正案は、多目的ホール棟は、健康づくりの拠点施設としての立地上のメリットがまったく活かされていない。 ・修正案では、演奏会、コーラスなどの音楽活動、ワークショップ、講演会などの文化活動をメインにすると記載されているが、そのような文化活動ができる公共施設等は、新市庁舎及び北庁舎を含めて、明石市の東部に既にある。二重投資になる。 ・また、明石市の屋内スポーツ施設である中央体育会館及び明石海浜公園体育館は、市域の中央及び西部に位置しており、東部にはない。この機会に積年の課題を解決してはどうか。	・多目的ホール棟については、明石駅前にあつたらばすの市民ホールとしての機能を代替する施設として、整備します。 ・多目的ホールの利用用途としては、演奏会やコーラスなどの音楽活動、ワークショップや講演会などの文化活動を主たる利用形態とし、ダンスや体操などの軽運動、予約がない時間帯はフリースペースとしても利用可能としています。 ・基本設計素案の段階では、バスケットボールやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ利用も想定していましたが、これらの競技を行うためには、防球ガードの設置やコートのラインを予め引いておく必要があるなど、演奏会などの文化的利用において、会場として相応しくないという声をいただき、基本設計素案修正案では利用形態を変更したところ です。 ・また、スポーツ利用を行う度に、都度、ラインテープを引くのは、利用者の負担が増えることから、明石公園内の施設の状況を踏まえて、とりわけ中高生からの利用ニーズが高いバスケットボールコートについては、屋外空間に整備する方針へと変更したところ です。
58	⑥	・中高生からのニーズの高い屋外バスケットコートの整備に関して、そもそも多目的ホールにて、バスケットとしての利用はできるのではないのか。バスケットに着目すると、屋内・屋外の整備となっているため、そこまでのニーズがあるのか疑問である。 ・屋外バスケットコートの整備について、必要面積の記載はないものの、このスペースに増築するといった発想や、他の用途（こどもが外で遊べる空間）としての案がなかったのか。	
59	⑪	・多目的ホールの防音設備はどうなっているのか。吹奏楽で使用しても問題ないとするが、「自然光を取り入れ、緑に包まれた利用環境とするためにガラスの開閉部を設ける」としているが、防音効果はあるのか。 ・多目的ホールに防音や音響設備が備わってもイニシャルコスト、ランニングコストともに変わらないか。	・多目的ホール棟の防音について、詳細の検討は実施設計で行う予定としていますが、現時点において、ガラス（開口部）を考慮しても、外壁による防音効果や県立図書館までの距離による音の減衰効果等によって、吹奏楽などの音楽利用は可能と考えます。 ・また、新施設のコンセプトにも関わりますが、各諸室等が単独の施設・機能として、完全に防音の中、閉鎖され、その活動内容が周りから見えないという施設を目指すというよりも、施設に訪れた方が、様々な活動を目や耳で感じ取れる空間とすることで、設計方針にもあるように、多様な人々が集い、活動・交流を育む「森のコモンズ」となるものと考えます。
60	⑫	・交流棟と多目的ホールを渡り廊下で繋ぎ、フリースペースと多目的ホールの一体利用を可能としますとあるが、具体的な利用方法がイメージできない。 ・多目的ホールと大屋根空間を建具で開放して一体利用という使い方も本当にできるのか。前室もなく、外部からダイレクトに多目的ホールに入り、そこで演奏会が開催されているイメージができない。 ・コンセプトがあるのに、何も決めていない。何でもできるという言葉だけで現実感と場所の魅力が感じられない。 ・何でもできますよではなく、こういう使い方をしたら魅力的な空間、場所になることを、非現実的な絵や綺麗な言葉に頼らずに見せてください。	・多目的ホールとフリースペースの一体利用について、ホール内での演奏会を屋外から観覧する利用や、施設全体を使った地域交流イベント、式典、展示イベントなど、様々な使い方を想定しています。 ・これらはあくまでも一例ですが、特定のイベントに用途を限定するものではなく、利用者の様々な利用目的や将来的なニーズにも柔軟に対応できる空間としていきたいと考えます。 ・なお、屋外（大屋根広場）との一体利用を可能とする開口部の具体的な仕様については、実施設計で検討します。

⑥既存改修範囲に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
61	⑤	・交流棟(地下1階)の北壁・西壁の位置と交流棟(1階)の北壁・西壁の位置は一致させるべきと考える。地下1階の外壁の位置と、1階の外壁の位置を一致させることで耐震性が増加する。また、解体工事の個所が減少する。さらに、上下の位置が一致しないことによって、地下1階への漏水及び浸水のリスクが増加すると考える。 ・活動室1の北壁面は、地下階の北壁面に一致させるべき。活動室1の北壁面を後退させて通路のようなスペースを設けていますが、この通路のようなスペースを設けることによって、活動室1～4の各室の床面積が狭あいになっている。	・残置する壁の位置について、今後、実施設計において詳細な構造の検討を行った上で決定する予定です。 ・なお、地下階と1階の外壁の位置については、建物の耐震性が低下しないことや地下階への浸水は防ぐことが可能であることを設計者に確認した上で、交流棟1階の各諸室に必要な広さの確保や駐車場からの歩行者動線の確保など、総合的に検討した上で計画しています。
62	⑤	・4ページの既存改修部分と7ページの既存改修部範囲は一致させるべき。 ・4ページでは、交流棟より北側が既存改修部分、南側が新築部分になっているが、7ページでは、交流棟から渡り廊下を含む部分が既存改修部分になっている。7ページの既存改修部分と4ページの既存改修(部分)が一致していない。 ・既存改修範囲として記載している横軸②～④の間は既存改修範囲から除外すべき。	・既存改修範囲の記載について、ご指摘のとおり、誤りがありましたので、内容を修正した上で、正しい既存改修範囲を市ホームページに掲載しています。
63	⑤	・既存改修範囲を下方に拡張して、縦軸C～Aを既存改修部分に加えるべき。加えることによって、拡張した範囲の構造物(地下部分を含む。)の解体工事が不要になる。解体工事費の縮小になる。 ・拡張した部分に、AI学習支援フロア(124㎡)、コワーキング兼学習スペース及び起業・ことづくりフロア(計236㎡)を設ける。修正案に記載するコワーキング兼学習スペースは、活動室(144㎡)に転用する。 ・修正案に記載する各活動室の活用内容は、既存の類似の公共施設の各室と同じ活用内容。明石市にとって必要不可欠な活用内容は、明石市の未来のまちづくりに寄与するもの(AI、起業、ことづくり)でなければならない。修正案には、そのような視点が完全に欠落している。	・既存改修範囲の拡張について、敷地の東側には、バスケットボールコートの整備を予定しているため、既存改修範囲を拡張することは予定していません。 ・また、既存改修範囲を拡張することによって、諸室等の広さを確保することができますが、一方で、建設及び維持管理に係る費用の増加が見込まれます。 ・さらに、ご提案いただいています機能については、活動室やコワーキングスペース等の設備面に対応できることもあると考えますので、今後、実施設計を進めていく中で検討します。

⑦設備計画に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
64	③	・3月の時点では、基本設計となる電気設備で変圧器の容量が記載されている(125KA)。今回、防災が追加となっているのに変圧器の容量が記載されていないのか。 ・当然、非常用発電機の容量もその方式(燃料)も重要で、その設置場所はどこか。 ・今、熊本地震をTVで見ているので、当然、夏はクーラ、冬は暖房、更に他県からの防災関係者も集まると記載されており、これらの設備の追加し、設備容量が重要である。コストに効く。 ・従い、基本となる変圧器容量と非常用発電機の容量は必要である。 ・当然、設置場所やそれらの保守体制も基本設計の重要部分で手抜きはできない。	・新施設における設備について、このたび、新たに防災備蓄倉庫を整備するため、自家発電機の整備を予定しています。 ・自家発電機や受変電設備(変圧器)の容量、設置場所等については、今後、実施設計を進めていく中で、検討します。 ・なお、設備の検討に当たっては、機器の更新頻度や維持管理に要する費用なども踏まえながら行います。
65	⑩	・通風することがエコになるか。通風利用について空調計画と合わせて具体的に教えてほしい。 ・樹木の日射遮蔽について、樹木を建物ギリギリに植えるということか。そもそも、この限られた奥行の緑地スペースで日射遮蔽も考えられた森を作ることはできるのか。参考にされた事例などあれば教えてほしい。	・空調設備の仕様や自然通風、植栽計画については、今後、実施設計を進める中で詳細の検討を行う予定としていますが、開口部の配置や仕様等を工夫し、夏、冬を除く中間期等に自然通風を利用することで、空調負荷やエネルギー消費の低減につなげることを想定しています。 ・また、植栽については、新施設と周辺環境とのバランスを考慮しながら、日射の影響を大きく受ける場所には、配置や樹種、大きさ等を検討の上、日射遮蔽効果を得られるよう計画します。

⑧その他（管理運営）に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
66	⑳	・施設の名称はどうするのか。	・施設名称については、基本設計を完了後、市民に広く募集する予定です。
67	㉑	・当該施設を使っても、催しを行う担当部署がない。	・新施設を所管・運営する担当部署については、今後、施設の整備目的等を踏まえて、適切な時期に決定します。
68	㉒	・管理運営計画を基本設計と同時に示すべきである。 ・開館時間、休館日、屋外空間の利用可能時間、施錠・巡回の主体と頻度、指定管理の有無、屋外施設の破損時の修繕責任と更新費用の見込みについて、基本設計の段階で示すことを求める。	・新施設の管理体制については、同施設の基本設計を決定した上で、より詳細な設備や運営方法を検討したのちに決定していくものと考えており、現時点において、開館時間や休館日、屋外空間の利用可能時間などをお示しすることは難しい状況にあります。今後、地域や利用者の声も聞きながら、管理運営方法について検討します。
69	㉓	・総合福祉センター・ふれあいプラザ明石西と同様に、ボランティア団体や福祉団体等は無料で使えるという規定をつくる。 ・福祉センター等と同様の一律無料規定が無理なら、せめて保健所ホールと同様の個別対応の減免規定をつくり、保健所ホールの従来の減免運用と同様の運用をする。	・施設の利用料については、明石駅周辺の公共施設の利用料等を参考にしながら、施設の管理運営体制等とあわせて検討します。

⑨その他（設計・解体工事等）に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
70	㉔	・解体設計と建設設計については、一括して同一の業者に委託するのか、あるいは、分離して別の業者に委託するのかについての記載がない。 ・修正案は、減築工法を採用しており、解体設計と減築部分の建設設計は密接な関係にあるので、新市庁舎の整備と同様に、一括して同一の業者に委託すべき。	・新施設の設計について、令和7年9月議会の総務常任委員会にて(仮称)旧市立図書館跡地地域交流センター建設設計業務委託に係る公募型プロポーザルの結果を報告しています。 ・設計業者への委託内容としては、旧施設の解体実施設計、新施設の基本設計及び実施設計となっています。
71	㉕	・修正案には、工期及び工事のスケジュールが記載されていない。 ・地域交流センターの整備事業は、国の補助事業の適用を予定しており、修正案に対する国の正式の承認を受けてから工事に着手しなければ、適用が受けられなくなる。したがって、解体工事の着手は、令和9年度に入ってから実施すべき。	・工期及び工事のスケジュールについて、解体工事は、現在、解体設計を進めており、解体設計が完了次第、公募による入札を行い、令和9年1月には解体工事に着手する予定です。解体工事の期間については、約14か月と想定しています。 ・次に、建設工事について、現在、新施設の基本設計に取り組んでいるところであり、基本設計が完了次第、実施設計に取り組みます。建設工事は、解体工事が完了後、ただちに着手する予定です。建設工事の期間は、約12か月と想定し、新施設の供用開始は令和11年6月を予定しています。 ・なお、ご意見をいただきましたとおり、工期については、基本設計に記載しました。
72	㉖	・市のスケジュールでは、12月市議会に、解体工事の落札業者名及び落札金額が記載された議案が提出されることになっている。そこで、解体設計の完了、解体工事の入札の公告、入札実施の各時期について、その予定を明らかにしてほしい。	・解体工事の契約等に関するスケジュールについては、令和8年6月議会の総務常任委員会にて報告しましたとおり、現在、解体設計に取り組んでいるところであり、解体設計の完了後、公募による入札を行い、仮契約後、12月議会に解体工事の契約議案を提出する予定としています。 ・具体的なスケジュールについては、公募手続きの関係上、公告を行うことによって、お知らせする予定です。

73	⑤	・既存改修範囲の解体工事と既存建物の基礎部分を活用する減築工事は、一体の工事として設計・発注すべき。これらの工事を別々の事業者が施工した場合には、解体後の減築工事がスムーズに引き継がれないリスクが生じる。 ・したがって、実施設計の完成を待たずに解体工事を施工してはならない。工事期間が異なれば、解体工事と改修工事の間の連携や引き継ぎが、非常に困難になる。施工事業者が異なれば、工事現場における事故・事件が生じた場合の管理責任の所在が不明確になる。 ・新市庁舎整備事業は、解体工事と建設工事を一括契約しています。ところが、地域交流センター整備事業では、解体工事と減築・新築工事を分離契約しようとしている。地域交流センター整備工事を分離契約する理由を説明してほしい。そして、分離契約によって生じることが想定されるリスクを説明ほしい。	・工事の設計については、すでに業者と契約しており、業務内容として、旧施設の解体設計及び新施設の整備に関する基本設計と実施設計を行います。 ・次に、工事の分離発注については、新施設の供用開始を可能な限り早めたいという思いから、新築(改修)の実施設計中に既存施設の解体(減築)工事を発注する予定としています。 ・また、既存施設の減築については、新築(改修)工事において行うのではなく、設計図書(発注資料)で既存施設の解体範囲(残置範囲)を明確にした上で、解体工事の中で実施する予定としており、分離発注したとしても、ご指摘のような問題は発生しないと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
74	⑤	・解体後の工事現場を野ざらし状態にしないために、解体工事の完了後と、改修・新築工事の着工の間に空白期間が生じないようにすべき。 ・解体工事と減築を別個の工事として設計・発注した場合には、工事の空白期間が生じるために、工事現場が野ざらし状態になる可能性がある。空白期間内に、多くの雨水ビットが出現する。また、野生動物の侵入や繁殖が想定される。さらに、野ざらし状態は、周囲から見えない死角を生じさせ、事故や犯罪のリスクが増加する。 ・公共施設等の管理不全施設における犯罪・事故について、市行政が責任を問われないような、工事スケジュール及び工事手法を採用すべき。 ・管理の瑕疵とは「公の営造物がその種類に応じて通常有すべき安全性を欠いている状態」を言う。この管理の不全には無過失責任の原則が適用される。また、判例の傾向としては、管理者が単に「立入禁止」の看板を掲げたり、簡易なトラロープやフェンスを設置したとしても、「子どもが侵入することが容易に予見される環境」でありながら、物理的に侵入を確実に阻止できる堅固な防護フェンス等を設置していなかった場合、管理者の賠償責任が認められている。 ・修正案には、工期及び工事のスケジュールが記載されていない。 ・解体工事と建設工事の業者が異なる場合には、解体工事の完工後から、建設工事の着工までの間に、工事の空白期間が生じる。 ・その場合、どのぐらいの空白期間が生じると想定しているのか、明確に記載すべき。 ・前項の空白期間において、解体工事完工後の現場の管理責任は明石市にある。明石市においては、現場を安全に管理するための施設の設置及び監視・管理体制について、市民に対する説明が必要と考える。野ざらし状態の現場で、事故や事件が生じるような事態は避けるべき。 ・解体工事と建設工事を分離施工した場合、二つの工事の間に空白期間が生じることが想定される。この空白期間における工事現場の管理責任は市行政にあるものとする。この場合、市行政は、管理責任を果たすために、工事現場を囲むフェンスの設置工事を実施するのか。	・新施設の新築(改修)工事については、解体工事完了後、ただちに工事着手できるスケジュールでの発注を予定しているため、一括発注を行わなくても空白期間が生じることはありません。また、減築した建物が雨ざらしにならないよう対策を講じる予定としています。 ・さらに、工事の安全対策について、ご意見のとおり、外部からの進入などによる事故を未然に防止するため、工事現場の周囲にはフェンス等を設置する予定です。

75	⑤	・旧市立図書館建物の解体工事は、地域交流センター整備事業とパッケージになっている市道明石中央63号線の歩行者通路整備事業が国から都市機能再編集中支援事業として承認を得た後に着手すべき。 ・市道明石中央63号線に計画している整備事業が、都市構造再編集中支援事業の対象事業とならなかった場合には、パッケージとして予定していた地域交流センター整備事業も、都市構造再編集中支援事業の対象事業ではなくなります。この場合には、明石市は、国に対して、公共用の建築物の長寿命化事業の適用を申請する。この事業が適用されれば、事業費の90%の公共施設等適正管理推進事業債の借り入れが可能となる。この事業債は、市区町村の財政力に応じて、元利償還金の30%~50%が地方交付税措置の対象になる。 ・市のスケジュールでは、令和9年1月から解体工事に着手することになっている。一方、修正案の内容を反映した都市再生整備計画が承認されるのは令和9年3月となるが、この場合、承認前の着工になるが、この解体工事は補助金の交付額への影響はないのか。	・新施設の整備に係る財源については、国の都市構造再編集中支援事業の補助金を活用します。 ・同補助金を活用するために必要な都市再生整備計画については、市道明石中央63号線歩行者空間整備事業と明石公園内の地域交流センター整備に関する事業を明記し、すでに令和8年3月に承認をいただいています。 ・このたび、令和8年6月議会で補正予算議案の可決を受けたことから、国に対して、正式に本年7月8日付で国庫補助金の交付申請を行った結果、8月6日付で交付決定を受けています。
76	⑤	・旧市立図書館建物を保存・活用すべき。 ・都市構造再編集中支援事業の対象事業となる基幹事業のメニューの中に既存建造物活用事業がある。この事業の適用を受ければ、旧市立図書館建物の耐震化工事及びリニューアル工事に対して50%の補助金が交付される。 ・市は、旧市立図書館建物の保存・活用に要する市負担額が、旧建物の解体並びに減築及び新築に要する市負担額よりも高額になると説明している。個人住宅に置き換えれば、市行政は、リフォームの費用の方が、解体・建て替えの費用よりも高額になると説明している。	・都市構造再編集中支援事業の既存建造物活用事業(高次都市施設)の適用を受けるためには、歴史まちづくり法第5条第8項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第7条第1項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第12条第1項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する市町村の計画の区域内における施設の整備である場合に限るため、いずれの計画も策定しておらず、補助の対象外です。

⑩その他（市民参画手続き）に対するご意見

No.	提出者	いただいたご意見	意見に対する市の考え方
77	⑤	・市行政は、スケジュールを先行させることに執着せずに、市民の意向を最大限に反映させながら整備事業を推進すべき。 ・地域交流センターの整備費及び運営費を負担するのは、近隣の小学校区の住民だけではない。全市域の住民が、当該整備費及び運営費を負担する。そして、この全市民の負担になることを根拠にして、明石市市民参画条例は、市長等に対して、市民参画手続の実施に当たっては、全市民を対象に実施することを義務付けている。市長等の裁量によって、市民参画手続を一部の市民を対象に実施することを禁じている。 ・地域交流センター整備事業は、市民の意向を把握することなく、旧市立図書館建物の解体を選択したところから、今日までの混迷が継続している。同じ過ちを繰り返してはならない。	・新施設の整備に当たっては、利活用計画や基本設計の策定過程において、これまで計8回にわたって、ワークショップやパブリックコメントなどの全市民を対象とした市民参画手続を実施するとともに、市の考え方を市ホームページに掲載しています。また、市民の代表である市議会に適宜、ご報告し、新施設の設計予算の承認など、新施設の整備に向けた取組を進めてきたところです。 ・こうしたなか、令和8年3月議会では、敷地内に地下水が地下4mの位置にあることが判明し、旧施設の解体を行う際に止水性のある土留め工事が必要となり、工事の長期化や工事費の増加が見込まれたことから、一旦、立ち止まって、市民の声を聞いて考えるべきというご意見をいただき、予算が修正されました。 ・市は、新施設の機能について、解体方法の見直しを行うとともに、旧施設の地下室を活用して、防災備蓄倉庫を設けることに加えて、災害時の一次避難所として活用することを明確化した上で、これまで直接お声をお聞きしてきていなかった周辺地域にお住まいのまちづくり協議会の方々に新施設の整備に関するご意見をお聴きしたところです。 ・当日の出席者からは、文化活動や地域活動を支援する施設として、ぜひ、利用したいという声を多くいただいたほか、明石駅周辺地域は、南海トラフ地震による津波により避難所の確保が課題となっていることから、1日も早い施設の整備を希望するといった声もいただいたところです。 ・加えて、令和8年3月議会以降、市内で活動する文化団体から、新施設の整備を求める要望書が市へ複数提出されています。 ・こうした状況を受けて、令和8年6月議会に、新施設に関する基本設計の修正点をお示しし、市議会からも慎重審議の結果、同施設を整備することにつき、関連する予算の承認を得たところです。ご理解いただきますようお願いいたします。

78	⑭	・避難所についてなぜ明石公園近隣の 4 つのまち協の役員会にのみ説明を実施したのか。4 つの小学校区のほとんどの住民がこの件に関知していないにも関わらず。 ・旧市立図書館跡地の問題は貴重な税金を投入する市全体の問題である。また防災計画は市全体の構想を立案し、市民、議会に諮った上で実施すべき。例えば二見の避難所はどうなっているのかと言う声も挙がっている。 ・旧市立図書館の跡地の利活用計画に関し市民にその是非を問うことは一切なく、最初から「解体・新施設ありき」で進めていることは乱暴ではないか。 ・なぜもう少し市民の声を広く丁寧に聴かないのか。市の強引な「ハコモノ施策」の見直しを求める。 ・3 月議会で旧市立図書館跡地の計画見直しが採決された際の「市民の声をよく聞いて、もう一度考えなおす」(神戸新聞)とあったが、市と議会との間で申し合わされた「公約」である。 ・6 月議会で市民の声として市から「4 つのまち協の賛同を得た」と受け取れる説明があった。賛同を得た根拠資料について情報公開請求をしたところ、市が一方向的に作成した会議録のみが公開された。 ・市の担当課は「まち協が準公共的な団体であることは承知しており、役員会で出た意見を記録したもので、団体としての意思決定であるとは把握していない」、つまり地域住民の総意をまとめたものではないことを認めている。すなわち市民の声と言える代物ではない。 ・総務常任委員会での「8 回にわたる市民参画手続きの実施やパブリックコメントの公開」(市議会だより)も全て計画が否決された 3 月議会以前にしかも修正前の素案に対して行われたもので、3 月議会で申合わせされた「公約」の履行には当たらない。なぜ「公約」を省みず、新たに市民の声を丁寧に聴くことなく修正案の採決に踏み切ったのか。	・新施設の整備については、これまで丁寧にワークショップなどの市民参画手続きを行いつつ、適宜、市議会への説明を行いながら、旧市立図書館跡地の利活用計画の策定や新施設の設計予算の承認など、新施設の整備に向けた取組を進めてきたところです。 ・こうしたなか、令和8年3月議会では、当該敷地内に地下水が地下4mの位置にあることが判明し、旧施設の解体を行う際に止水性のある土留め工事が必要となり、工事の長期化や工事費の増加が見込まれたことから、一旦、立ち止まって、市民の声を聞いて考えるべきというご意見をいただき、予算が修正されました。 ・こうした状況を受けて市は、新施設について、解体方法の見直しを行うとともに、旧施設の地下室を活用して、防災備蓄倉庫を設けることに加えて、災害時の一次避難所として活用することを明確化した上で、基本設計素案の修正案を作成したところです。 ・これまで当該事業について、多様な市民参画手続きを実施してきましたが、地域交流センターという施設の性質上、地域の方々の声を聞くべきであると判断したこと、このたびの計画変更に際して、防災機能の強化を位置づけ、災害が発生した際、当施設を利用される市民であり、かつ、日頃より要配慮者の支援など地域における災害対応に取り組んでいただく地域団体であることから、明石公園周辺の4校区のまちづくり協議会の方々に新施設の整備に関する意見聴取を行ったところです。 ・また、意見聴取に当たっては、基本設計素案の修正案についてご説明するとともに、他の事業手法である更地にして県に土地を返す手法や旧施設を全部改修し、耐震補強する手法もお示した上で、ご意見をお伺いしています。 ・こうした説明会においては、市が進める事業に関する反対の意見はなく、新施設の整備に対して前向きなご意見を多数いただいたことから、令和8年6月議会に関連する予算議案を提案するとともに、当日いただいた意見の概要については、市議会にご説明し、慎重審議の結果、予算議案を賛成多数で可決いただいたところです。
79	⑮	・今回の意見公募手続は、修正案を市民参画条例に規定する対象事項に位置付けて実施している。当該条例では、ひとつの対象事項に対して、2種類以上の市民参画手続を実施することを市長に義務付けている。 ・したがって、当該条例に定めるところにより、市長は、意見交換会手続を実施する義務を履行しなければならない。もちろん、市長の判断で、審議会手続に代えることもできる。 ・残るひとつの市民参画手続の実施についての市長の方針を明らかにすべきである。市長自ら、市条例の規定に違反することは許されない。 ・基本設計素案から基本設計素案修正案へと、建設工法及び建築面積その他の多くの内容が変更されている。市のスケジュールでは、修正案に対する意見公募手続は予定されているが、修正案に対する意見交換会手続は予定されていない。 ・市民参画条例では、市長は、市民参画手続の対象事項について、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとして規定されている。地域交流センターにかかる当初予算案が修正された経緯を踏まえて、市長は、この努力規定を遵守すべき。この規定を遵守しないスケジュールになっているが、その合理性を説明してほしい。	・旧市立図書館跡地の利活用については、多くの市民に親しまれ、魅力あふれる施設となるよう、計画の立案段階から WEB アンケートやワークショップ、パブリックコメントなどの複数手法を活用し、多くの市民の意見も踏まえ、明石公園旧市立図書館跡地利活用計画を令和6年10月に定めています。 ・また、基本設計段階においても、市民が利活用する施設であることを考慮し、基本設計に市民の声を反映するため、これまでワークショップ3回、パブリックコメント1回を実施しているところです。 ・このたびの基本設計素案の修正に当たっては、減築という建築手法に変更があるものの、利活用計画に記載された図書館跡地に新施設を整備するという方針に変わりはありません。また、導入する機能についても、利活用計画に記載のとおり、音楽活動も可能な多目的ホールや学習室、既存施設としてあった生涯学習センター分室やらぼすの市民ホールの機能などを導入することに変更はなく、新たな機能として、防災備蓄倉庫を追加しようとするものです。 ・また、こうした導入機能の変更に当たっても、全体事業費に大きな変更が生じるわけではなく、市の実質負担額を8億円以内に抑えるという利活用計画の考え方に変更が生じたわけでもないので、このたびの修正は、市民参画条例第6条第2項第4号に掲げる基本計画の変更には当たらないと考えます。 ・とはいえ、市民が利活用する施設であることを考慮し、基本設計に市民の声を反映するため、このたびは、パブリックコメントという手法を用いて、市民意見の募集を行ったところです。
80	⑯	・資料が良くわからない。決定になった経緯についても明確ではないので説明会の開催を求める。明石の文化や歴史を象徴する建築物を後世に残して頂きたい。	・なお、このたびパブリックコメントを採用した理由としては、市民等が時間や場所に限らず、当該修正案に対して、意見することができ、また、市もいただいた意見に対して、丁寧に基本設計に盛り込むことが可能かどうか検討した上で、市の考え方を示すことができることから、こうした手法を用いたところです。ご理解いただきますようお願いいたします。

81	⑪	・今回のコメントと同じ内容を、これまで別の形で何度か質問しているが、納得のいく回答をいただいたことがない。また、今回添付されていた素案修正案はこれまでよりも詳細であるが、読んだだけではわからないことが多い。説明会を開催してからパブリックコメントを募集するというプロセスは無いのか。 ・これまでパブリックコメントでコメントしても、回答欄には市の考えとして説明されているだけで市民意見を受け止め検討するというコメントが少ないように思う。総務省が出されているパブリックコメントの運用の改善を見ますと、集められたコメントに対して「意見を十分に考慮」とあるので、ぜひ今回集められたコメントについてもそのように取り扱っていただきたいと思う。	・上記と同じ。
82	⑭	・今回のパブリックコメントに際し素案修正案に対する説明会を実施すべき。なぜ丁寧に説明し市民の声を聴こうとしないのか。 ・本来 6 月議会での修正案の提出、審議、議決の前に説明会を実施した上でパブリックコメントを募集するのが市民参画条例に則った運営のはず。なぜ 6 月議会終了後に及んで説明会を開くこともなくパブリックコメントを公募するのか。完全にタイミングを失っている。	
83	⑤	・市民参画条例では、市長等は、意見公募手続により提出された意見についての検討を終了し、政策等を定めた場合は、速やかに、提出された意見の概要及び提出された意見に対する検討結果及びその理由を公表することが定められている。 ・この検討結果等の公表を予定している時期を示すこと。また、検討結果等を審議資料として総務常任委員会に提出を予定している時期を示してほしい。	・パブリックコメントに対する意見と提出された意見に対する市の考え方については、令和8年9月議会の総務常任委員会で報告するとともに、市ホームページに公表します。
84	⑭	・前回 1 月に実施したパブコメは 4 月 15 日の公開と 2 ヶ月半を要し、3 月議会には多数寄せられた反対意見を完全に封殺、隠蔽したかのようなごく簡単な報告に留まっている（二度とこのようなことがないよう政策局に強く反省を求める）。市民参画条例の主旨に則り 9 月議会時点で必ず公開するよう強く要望する。	